

(仮称) 子どもの権利条例に関する取り組みへの申し入れ

流山市議会	議長	坂巻 儀一 殿
	副議長	近藤 みほ 殿
議会運営委員会	委員長	石原 修治 殿
同	副委員長	戸辺 滋 殿
教育福祉常任委員会	委員長	楠山 栄子 殿
同	副委員長	阿部 治正 殿

2024年6月26日 日本共産党流山市議団

子どもの権利条例をめぐって、子どもの権利条約総合研究所によると2024年5月現在、全国69自治体で「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」が制定され、「子ども条例に基づく子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）」は53自治体となっています。それ以外にも、一般社団法人地方自治研究機構によれば、「子どもの権利保障をはかる総合的な条例」と見做しうる条例8自治体、「子どもの権利の救済のための機関の設置に関する条例」9自治体、「子どもの権利の救済のための機関の設置について規定」3自治体、「子どもの権利条例」はあるものの、子どもの権利に関する具体的な規定はなく、救済、相談等に関する規定も置いていない」は2自治体となっています。

また23年4月1日に「子どもの権利条例」を施行された武蔵野市を例にみると、条例逐条解説は38ページに及びます。条例制定までの検討経過では検討開始から「条例（仮称）素案」の提案までに2年8カ月をついやし、パブリックコメントの開催、市民意見交換会を3度開催し、関係諸団体（子ども子育て関係団体、青少年問題協議会、教育・保育関係団体、教育委員会等）との意見交換等も行い、議会への条例議案の提出に至っています。

当市議会教育福祉常任委員会では、（仮称）子どもの権利条例について協議会（議事録の作成なし）を開催してきた経過はあるものの、以上のことを踏まえ、下記についてご検討を頂くようお願いするものです。

- 1、（仮称）子どもの権利条例に関する同委員会協議会での協議経過を振り返り、同常任委員会における議決内容を経過順に明らかにし、議会全体で共有して下さい。
- 2、今後の協議会運営について、条例化のみの協議に限定せず、国・県への意見書提出、執行部への決議や要請書の提出など、常任委員会としてできる可能な取り組みも協議事項に加え、協議して下さい。

以上。